

人名用漢字と国語施策との関係について

1 当用漢字表（昭和 21・11・16 内閣告示・訓令）

- (1) 「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの」として 1,850 字を掲げる。
- (2) 「固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。」として人名・地名を対象外とした。(注)

(注) 当用漢字表制定時に発表された当局談では、「固有名詞の漢字については、法規上からも国民感情の上からも、重大な問題でありますので、この表から切り離して、別に考えることにしました。しかしながら、これから新しくつける子女の名まえや、官庁・会社等の名称は、なるべくこの表によられることが望ましいのです。」とされている。

2 戸籍法第 50 条（昭和 22・12・22 公布，昭和 23・1・1 施行）

- (1) 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。
 - ②常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

3 戸籍法施行規則第 60 条（昭和 22・12・29 司法省令）

- (1) 戸籍法第 50 条第 2 項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。
 - 1 昭和 21 年 11 月内閣告示第 32 号当用漢字表に掲げる漢字
 - 2 片かな又は平がな（変体がなを除く）

4 人名用漢字別表（昭和 26・5・25 内閣告示・訓令）

- (1) 国語審議会「固有名詞部会」で検討され、国語審議会会長から、文部大臣及び法務総裁に建議されたもの。92 字の漢字（→『国語審議会答申・建議集』p 342 及び別紙 1）を掲げる。
- (2) 上記建議の前文（昭和 26・5・14 国語審議会）

国語審議会は、漢字に関する根本政策に基き、人名に用いる漢字について、次のことを建議する。

子の名にはできるだけ常用平易な文字を用いることが理想である。その意味から子の名に用いる漢字は当用漢字によることが望ましい。しかしながら、子の名の文字には社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字を用いるのはやむを得ないと考える。

国語審議会では、この見地から、従来人名に使われることの多かった漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてもさしつかえないと認めた。

この問題は国語政策に及ぼす影響がすこぶる大きいので、その点じゅうぶんに考慮し、善処されることを要望する。

5 人名用漢字追加表（昭和 51・7・30 内閣告示・訓令）

(1) 法務省内の「人名用漢字問題懇談会」で人名用漢字 28 字（→『国語審議会答申・建議集』 p 342）の追加を決めたが、従来の経緯を踏まえて、国語審議会の了承を得てから正式決定されたもの。（→同集 p 218～220 及び別紙 2）

(2) 国語審議会会長から文化庁長官への回答（昭和 51・7・9）

国語審議会は、現在、当用漢字表等の改善について、その性格を制限的なものとしなないとの方針で検討中であるが、今回、人名用漢字について、当面の追加措置が講じられることは、これを了承する。

（※上記の文書を付して、文化庁次長から法務省民事局長あてに回答。）

6 常用漢字表（昭和 56・10・1 内閣告示・訓令）

(1) 「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として当用漢字表に 95 字追加し、1,945 字の漢字を掲げる。

(2) 「固有名詞を対象とするものではない」として、地名・人名は対象外とした。

(3) 国語審議会答申「常用漢字表」前文の「人名用の漢字」（昭和 56・3・23）

固有名詞に用いる漢字のうち、子の名に用いる漢字については、当用漢字表に関連するところもあり、広く国語の問題にかかわるものとして従来国語審議会も関与してきたが、この問題は、戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣旨が十分参考にされることが望ましい。

7 その後の人名用漢字の追加（→『国語審議会答申・建議集』 p 342 及び別紙 3）

(1) 昭和 56 年 10 月 1 日 54 字の追加

(2) 平成 2 年 1 月 16 日 118 字の追加

(3) 平成 9 年 12 月 3 日 1 字（琉）追加

.....
(4) 平成 16 年 2 月 23 日 1 字（曾）追加

(5) 平成 16 年 6 月 7 日 1 字（獅）追加

(6) 平成 16 年 7 月 12 日 3 字（瀧，鵲，毘）追加

(7) 平成 16 年 9 月 27 日 488 字追加 + 205 字追加※

※ 205 字のうち、195 字は常用漢字の旧字体（廳(庁)，顯(顕)など)，
10 字は人名用漢字の旧字体（彌(弥)，祿(禄)など)

したがって、現在の人名用漢字の総数は、

290 字 + 488 字 + 205 字の計 983 字となる。

と信ずるものである。

戸籍法において、子の名に用いる漢字が限定されるようになったのは、昭和22年12月22日公布の戸籍法第50条に「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める」とし、同月29日公布の司法省令戸籍法施行規則第60条において、常用平易な文字を、(1)当用漢字表に掲げる漢字 (2)かたかなのまままたはひらがな(変体かなを除く)としたことに基くのである。

当用漢字表は政府の採択するところとなり、昭和21年11月16日内閣訓令によって、実施の運びとなったのであるが、当時の国語審議会は、当用漢字の選定にあたって、固有名詞(特に地名・人名)に用いられる漢字については、法規上その他に關係するところが大きいので、別に考慮することとしたのである。しかしながら、これは主として既存の固有名詞についてのことであつたが、これから新しくつけられる子の名や官庁・会社などの名称は、なるべく当用漢字表によることが望ましいという態度をとつたのであつた。戸籍法および同施行規則が制定されたのは、それから1年を経た後のことであつて、この法令による処置は、国語政策の一つとしての当用漢字表制定の趣旨が学校教育においても、一般社会においても、すでに相当に理解され、かつ実履されている事實に即して、これを推進する目的のもとにとられたものであらう。

といった子の名というものは、その社会性の上からみて、常用平易な文字を選んでつけることが、その子の将来のためであるといふことは、社会通念として常識的に了解されることであらう。そして一般に漢字の読み書きの困難な点から、その整理を必要とする事情を考え合わせれば、子の名に用いる漢字を当用漢字によることにしたことは、原則として国語政策の方向に合致するものと言えよう。

しかるに、最近この問題に対して論議が起り、国会においても審議され

を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてもさしつかえないと認めた。

この問題は国語政策に及ぼす影響がすこぶる大きいので、その点じゅうぶんに考慮し、管廻されることを要望する。

(別紙)

丑	丞	乃	之	也	互	亥	亦	亨	亮	仙	伊	匡	卯
只	吾	呂	哉	嘉	圭	奈	宏	寅	尙	巖	巳	庄	弘
弥	彦	佛	敦	昌	晁	晋	智	暢	朋	杉	桐	楠	
橘	欣	欽	毅	浩	淳	熊	爾	猪	玲	瑛	瑞	甚	睦
磨	磯	祐	禄	楨	稔	穰	綾	忽	聰	璧	胤	豔	葛
藤	蘭	虎	蝶	輔	辰	郁	酉	錦	謙	靖	須	馨	駒
鯉	鯛	鶴	鹿	麿	齊	龍	龜						

そして、同時に、この問題に対する国語審議会の態度と見解を社会一般に公表して、国語問題の処理について、協力を求めるために次のような声明書を發表した。

人名漢字に関する声明書

国語審議会

国民の読み書き能力を向上させ、教育を高めるためには、国語表記法の改善が必要である。その具体的方法として、漢字の整理とその使用の調整とが必要であることも、また動かしがたい方向である。国語審議会は、国語学問題に關して、常にこの原則が守られることを要望し、最近問題に關しては、人々の表記についても、これを念頭に考へて考へるべきである

ることになった。国語審議会においても、固有名称部会の先議事項としてこの問題を取り上げ、従来人名に用いられることの多かった漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてさしつかえないと認めた。子の名の文字には、社会慣習や特殊事情もあるもので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字の使用はやむを得ないと考えるからである。

子の名に用いる漢字が社会慣習によるものであり、またそれには特殊な事情の存することも事実であるが、かりに子の名に用いる漢字が無制限に認められるとしても、学校における漢字教育が現在においても将来においても、学習上そこまで及ぼしにくい事情にあるとすれば、当用漢字の基準に従うことが、その子の幸福であることを知らなければならぬ。地名・人名の表記については、さらに一歩を進めて、かながきにすることが最も適当であるという提唱も、つとに行われている。これは読み方の不明確な地名・人名が社会生活に各種の不便を伴うからである。このことも今後研究すべきであらう。

国語審議会としては、社会一般が国語改善の重要性を認識し、国語の平易化に協力して、文化の民主化に寄与することを期待するとともに、人名の文字についても、その社会性を理解し、子の名に用いる漢字が良識をもって選定されることを念願するものである。

政府は、この建議を採択して、5月25日内閣告示第1号をもって「人名用漢字別表」を制定公布し、同日内閣訓令第1号をもって政府部内各官庁に対し、この趣旨が国民一般に徹底するよう努めることを希望した。これに基づいて、法務府においても、同日法務府令第97号をもって戸籍法施行規則の一部を改正し、こどもの名まえに漢字を用いる場合は、当用漢字表1850字と人名用漢字別表92字との範囲内でつけることができるようにした。

話しことばの問題

《話しことばの部会》

〔部会長〕 颯田 琴 次
〔部会員〕 池田 義 信 石 黒 修 治 緒 方 富 雄
河 竹 繁 俊 佐 々 木 孝 丸 田 口 柳 三 郎
内 藤 汎 舟 橋 聖 一

〔部会開催〕 第1回(昭和25.6.14)～第20回(昭和27.2.18)

〔提出資料〕

- 話 1 用いたくない語の例 国 語 課
話 2 話しことば基本文型調査要項 " "
話 3 話しことば基本文型 " "
話 4 話しことば基本文型調査事項 " "
話 5 話しことば整理の基本資料 " "
話 6 話し方および音楽演奏のじょうずへたを「レベル統計機」により音声電流回路で測定した結果 田 口 委 員
話 7 「です」「でした」「でしよう」の用法 1 国 語 課
話 8 今までの審議について " "
話 9 「です」「でした」「でしよう」の用法 2 " "
話 10 話しことばに対する報告書 颯 田 部 会 長

部会では、まず話しことばの本質や範囲があいまいで、人によってみるところが異なるので、これを確定する必要を認め、暫定的に「話しことばは、だれが、だれに、いつ、どこで、話しても書いても、おかしくないことば」

字が暫定的なものであるという前提がなければ根拠がなくなるとあったが、そのとおりだと思ふ。

また、あと適当な期間で新しい漢字表ができ、どのくらいの字数になるか分からないが、極端なことを言えば、その字数がかなり増えた場合には人名用漢字表は要らなくなるかもしれないということもある

人名用漢字表

国語審議会報告書 No. 12	
昭和52年12月20日 印刷	戸 庁
昭和52年12月25日 発行	文化 部 国 語 課
編集・発行	文 化 部 国 語 課
印刷	大 蔵 省 印 刷 局
	東京都港区虎ノ門2-2-4 (582) 4411
	※丁、凡丁はおとりかえします。

は、別の性格を持っているため、別に定められたものであるのかというふうな問題を多分御指摘になったのでありと思うが、どなたか、

このことに関連して御発言いただきたい。

森岡委員 私も人名用漢字問題懇談会に名前を連ねた一人であるが、それに参加した時は、宇野委員の言われたように、一応国語審議会には報告するが、国語審議会と関係のないところで、戸籍法の省令改正によって人名用漢字を増やすことができる、というように了解して漢字の選定が始まった。

市町村の戸籍の窓口で要望のあった280字ぐらゐの漢字の中で、要望件数の多かったものから順に27字を採って、28番目、29番目、30番目の3字をやめて31番目の「翠」の字を別の理由で加えた。そういうことで大体件数の多かった順に選んだと考えていいのではないかと思

う。

その28字をもし認めるならば、窓口での8割前後のトラブルはなくなるであろうということであった。国民の要望というのは、少し大げさであるとしても、全国約3,400の窓口で寄せられた要望であるから、窓口のトラブルがそれによって大部分解消するという非常に現実的な要求からきているということは言えるかと思う。

そして、人名用漢字問題懇談会が終わってから、それを実際に行うためには、やはり昭和26年の場合と同様に内閣告示・訓令を出す必要があるが、そのために国語政策という観点からどうかということを加えて、国語審議会の意見を聞くことになったと聞いている。

私個人としては、現実的な要望であり、これぐらい増やしてもいいと思うが、恐らく、初めて御覧になる各委員は28字を積極的に否定する根拠もなければ、肯定する根拠もないと思う。人名用漢字問題懇談会に参加した者も窓口の要望であるということ、それを唯一の理由にして28字を選んだわけである。

結局、法務省としては手続上の問題になると思う。つまり、法務省への回答文書の表現の問題であると思う。

そこで、国語審議会として、この漢字を認めるというよりも、「人名用漢字問題懇談会で相当であるとの結論を得られたことを了承する。」ぐらゐの返事を出すとしたら、法務省は困るのかどうか。そのあたりの表現の具合を伺いたい。

真田委員 先ほどから御意見を伺っていると、法務省民事局のやっている行政と国語審議会とのかかわり合いがどうなっているのかという点について正確な御認識をお持ちになっているのかどうか、やや不安に感じるので、法務省の行政、特に人名用漢字の制限の問題と国語審議会との制度的なつながりについて説明しておきたいと思う。

私は内閣法制局の職員であって、法務省とは直接関係はないので、あらかじめ御了解願いたい。

昭和21年の「当用漢字表」は、国語審議会の建議に基づいて、内閣で一般国民に対して内閣告示を出し、別途各省庁全部にわたる政府職員に対して内閣訓令を出して1,850字が制限的なものであるということを決めたわけである。

内閣告示は法律ではないから、一般国民を縛るという性質のものではない。しかし、内閣訓令は内閣が内閣が内閣の中心として各行政府に対して持っている指揮監督権の現れであるので、政府職員はすべて1,850字の当用漢字に服さなければならぬということになる。

そこで、戸籍法施行規則に当用漢字が取り入れられ、人名用漢字についてはこの1,850字で実施していたわけであるが、それではいかにも制限が厳しくて困るという声が非常に強くなったので、昭和26年今の「人名用漢字別表」ができた。それと同時に戸籍法施行規則第60条の改正をして、子の名には「当用漢字表」の1,850字、「人名用漢字別表」の92字、片かな又は平がなを使ってよというように改めたわけである。

その時には、法務省限りではできないわけで、国語審議会の建議に基づいて「人名用漢字別表」に関する内閣告示・訓令を出したわけである。今回はその第2ラウンドが来たというように御理解願えれば一番いいのではないかと思う。

今回、戸籍法施行規則限り、つまり法務省限りで28字の追加ができるかということについては、私が見るところでは、法務大臣は一般には、省令は出せるが、この場合については、内閣訓令というものがあって、法務大臣もこの内閣訓令の拘束を受けるので、今すぐに戸籍法施行規則第60条を改正できるかどうかという点、やはりできないと思う。

したがって、法務省が戸籍法施行規則の第60条の改正をして28字を追加するためには、内閣訓令で縛られているところをまず緩めておかなければならぬわけである。そこで内閣訓令を緩めることがまず前提になるが、内閣訓令は、もともとが先ほども申したように国語審議

会の建議に基づいて内閣告示とともに発せられているものであるから、今度も当審議会の何らかの積極的なアクションがなければならぬ。それが無いと、内閣としては、法律に基づく審議会の建議に基づいて出した訓令なり告示なりを勝手に改めるわけにはいかないと思ふ。これは行政実務としては当然のことであって、そういう意味から、当審議会は法務省限りでやったことの報告だけ聞いて済ませるといふわけにはいかない筋合いである。私は考えている。

碧海委員 先ほどの字野委員の御説明によれば、法務省では法務省限りでござる。国語審議会には早くいえばテークノートしてもらえばいいという考え方であった。という趣旨に理解した。もし、そうであるならば、法務省の見解と真田委員の御見解は食い違っているような印象を受けるが、どうか。

字野委員 人名用漢字問題懇談会の席では、民事局長が出席していたので、私は民事局長に向かってそういう趣旨のことを言った。それに対して、いや、それは困るという返事はなかった。この懇談会は確か4回開かれたが、私は最後の大事な詰めの際に出席できなかったもので、そこでどういうやりとりがあったのか分からぬが……。

森岡委員 省令でいくような話を初め民事局でしていたと思う。ところが、実施の段階になって、今、真田委員が説明されたように、省令だけではいかず、内閣告示・訓令が非常に重要な要素になってきている。

字野委員 私は法律に疎いので、次の2点について素人にも分かるように説明していただきたいと思う。

戸籍法第50条に「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。」とある。そして、戸籍法施行規則第60条には「戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。」とあって、それを受けて①当用漢字表に掲げる漢字、②人名用漢字別表に掲げる漢字、③片かな又は平がな(変体がなを除く。)の三つが挙げられている。

片仮名及び平仮名を使ってよいということは、内閣告示・訓令に關係ない。余りにも当然だからとは思いますが、それならば、戸籍法施行規則は内閣告示・訓令と關係なしに決めることができるのではないか、ということが一つである。

それから、もし法律的にめんどろな手続が必要だと言ふのならば、法務省としては、まず第一に國語審議會に諮問すべきであつたと思ふ。それを受けて、國語審議會が主体性をもって「人名用漢字別表」のよなもの審議して文部大臣に答申する、それで内閣に行つて内閣告示なり訓令なりになる、それによつて法務省は省令を改正する。少なくともそういう手続をとるべきではないかということが一つである。真田委員 先ほども申したように、私は法務省の代弁に來ているわけでも何でもないので、今、宇野委員の御指摘の2点について述べたい。

第1点の、片仮名、平仮名の問題であるが、これは先ほど申し上げた内閣告示・訓令とは全く關係がない。内閣告示・訓令は漢字の使用に對しての問題であるので、片仮名、平仮名については當審議會とも關係なしに法務省令で決められる。法務省令で決める根拠は、戸籍法第50条で「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」といつてゐるのに、まさか片仮名、平仮名が使えないのでは困るので、戸籍法施行規則第60条に「3片かな又は平かな（変体がなを除く。）」を付け加えただけである。片仮名、平仮名があるのだから、今度の28字も法務省令でやってもいいのではないかというようにはならないことを、御理解願ひたいと思ふ。

第2点の手続問題は、宇野委員の御意見のとおり、もし時間の余裕があれば、この28字の一字一字について國語審議會で今使討論中の漢字の字種の選定条件に従つて、合つてゐるかどうか審議するのが筋だらうと思ふ。しかし、民事行政審議會の答申にも「國語審議會における今後の検討をまづ対処するものとすること。」とあるように、將來における漢字表の扱い方をどうするか、また、人名用漢字についてはど

うしたらいいか、というような基本的な在り方についての審議會の権能は留保してあるわけであつて、これらの点については、またいずれ國語審議會で決めればいいと思ふ。それができるまでの問題として、毎日、市町村の戸籍の窓口でトラブルが起こり、國民の要望が強いという事態を踏まえて考えれば、まず当面基本的な國語政策が決まるまでのつなぎとしてこれくらい認めてもらつてもいいのではないかという氣持ちで法務省はこの案をつくつたのであらうと思ふ。

當審議會としても、國語政策の方向として、もっと制限を強めようとか、現行のような制限をそのまま續けていこうとかいう空氣ではないうように思われるので、余り難しいことを言わずに、これくらいの追加は相當であるということを決議できないものだらうかと考へる。

下中委員 先ほど昭和26年の「人名用漢字別表」は暫定的なものと考へてよきものかどうかとの話があつたが、當時は恐らく、昔から使われてきた名前を子供に付けたいという強い要望があつて、92字の追加が決つたのではないかと思ふ。今回のものは、テレビ時代、歌謡曲の流行する時代になつて、歌い手とかスターとかの名前を付けたいという要望が出てきて、そういう字が相當入つてゐるようになつてゐる。この二つを見て時代の變化を感じる。

それから、國語審議會として店を広げる必要はないという話については、今までのいきさつとして國語審議會が人名用漢字にかかわつてきたので、古いものだが、店だけは残つてゐるということであり、今、店を広げることにはならないと思ふ。新漢字表ができた時に、國語審議會として人名用漢字をどうするかという問題を明らかにすれば、店を閉めるのか、そのまま繼續するのかということとは決まるわけである。

また、この28字を増やしても漢字表の審議の邪魔にはならないし、仮に國語審議會が積極的によろしいと言つても、一向に邪魔にはならないだらうと思ふ。ただ、いずれ國語審議會で決まるから待てと言つ

てもどういうふうに決まるか分からなければいけない。今までのそういう経過があって、人名用漢字を第2ラウンドとして増やすということになった以上は、余り難しい議論をせずによるしかろうということ、で、いかがと私は思う。

楓委員 今、真田委員の言われたように、国語政策そのものに関連してくるとすると、承っておくとか、あるいは積極的にこれでもいいとか、言うていいのかがどうか疑問に感じる。新聞社の立場で言うと、キーボードに入れる活字の数に制限があるので、制限的にしないといっても実際は制限的になっていく。漢字が広がるにしても、ある程度のところでおさめたい。人名用漢字だからいいということをやっていると、一体どういうことになるのか。

現在非常に困るのが地名の問題である。地名で例えば、岡山の「岡」が「当用漢字表」にないというので、それ自体でも非常にトラブルになっている。また、人名については、確かに憲法上の人権にかかわる問題があるにはあるが、人名だから地名だから固有名詞だからというだけで無制限になっては困る。本当に暫定であることが確認されるのなら、妥協して結構であるが……。

あくまで好みの問題であるが、この28字の中でもどうかと思うような字もかなりあるように思う。国語政策の将来の在り方がある程度固まらないうちに、そういう既成事実をつくっていくことが、果たしているのかどうか。もう少し慎重に議論してもいいのではないかと思う。岩淵主査 実は私も法務省の人名用漢字問題懇談会に関係した一人なので、宇野委員から出た話などについて申し上げたいことはあるが、それはひとまずおいておく。

人名用漢字表というものが本来必要なのかどうか、私個人としては大変疑問に思っている。現在決まっている92字も実際に調査してみると、使われていない字が非常に多く、それほど役に立っていないのではないか。人名については、ほかの一般の言葉と違って、個人的な

好みが非常に強いとか、時代的な好みが強いか、あるいは地域的な好みがあるとかいうことで、人名のための漢字を適当に選ぶというところは不可能に近いのではないのか。人名は好みによって付けられるので、今、話が出たように人気のある歌い手や女優の芸名などを付けてみたくなるということが非常に多いのであろうと思う。ここに選ばれた28字にしても非常に要望の強いと思われるものを選んだので、少なくとも窓口での要望は現状では8割近く解決されるが、2、3年後にはこんな字は付けたくない、もっとほかの字が付けたいということが起こってくるだろうと思う。もしそういうことになる、度々変えなければならぬということになるので、人名用漢字を決めることはほとんど意味がないと思う。

ところで、今回の法務省の考え方は、差し当たって窓口で非常に要望の強い字を何とかしたいという気持ちがあるが、法務大臣の私的な懇談会をつくり、我々と呼ばれたわけである。そこで、森岡委員の話のように、窓口から要望のあった280字ぐらいのものの中から28字を拾い上げた。これは全体からみると、字の数は少ないが、先ほども言ったように、要望の強いものを選んだので、8割近く要望が満たされるということである。この際たくさん字を増やしても、数年たったらむだになる恐れがあるので、暫定的なものとしてとりあえずこの28字だけ付け加えておいたらどうかと考えたわけである。

人名用漢字を今後どうするかという本質的な問題は、先ほど鈴木委員からも話があったように、国語審議会で十分討議しなければいけないことであって、法務大臣の私的な懇談会ぐらいのところで論ずることではできない。しかし、我々としては、当用漢字を制限的なものでなくて「目安」であると考えているが、現行の戸籍法では制限的であって、これに定められた漢字以外のものは名付けられないわけであるから、そういう点を多少緩和する、我々の考えている「目安」というか、幾らかゆとりがあるものにするという精神を表すという意味で、

非常に要望の強い28字を取り上げても差し支えないのではないかと考えた。

したがって、この問題はあくまでも暫定的なものとして扱い、本質的な問題はこれから大いに国語審議会で議論すべきである。差し当たったの事務的な政策的な問題として処置しておく方がいいのではないかと思う。

ただ、それをどういうふうに処置したらいいのか、私も分からないが、事実を動いているのであるから、真田委員の御意見のようなことで何とかとめておいた方が、現実的な問題の処理の仕方としては、いいのではないかと思う。

鈴木委員 私もいろいろと述べたが、今、岩淵委員が述べられた方向にした方がいいと思う。ただし、その場合、国語審議会委員の立場としては、少し困ることがあるのに気がついた。

戸籍法第50条には「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」とあるが、戸籍法の公布された昭和22年の段階では、常用平易な文字とは、「当用漢字表」に掲げる漢字であった。

ところが、昭和26年の段階で「人名用漢字別表」が付いたが、この別表に掲げる漢字は常用平易な文字とは言えないと思う。

したがって、この第50条は間違っていることになる。「人名用漢字別表」を付けた時に、子の名に限っては常用平易な文字でないものも使ってよい、ということになったおかげである。

今回、また28字を付け加えるが、その中には私にはとても正しく書けないような字が入っているが、これも私は国語審議会委員の一人として、常用平易な文字だと認定したことになる。

私は法律的な整合性ということからいって、戸籍法第50条も変えてもらって「子の名に限っては常用平易な文字を使う必要はない。ただし、その範囲は左記に定める。」というようにしなれば、一貫性がなくなるのではないかと思う。人名用漢字は漢字の中でも特殊なものである。

という認識を一般国民も国語審議会委員も持たなければならぬ。常用平易ということを広大解釈して、今回の28字まで取り入れるのは、既に第50条自身が過ちを犯していることになるのではないか。

要するに、今回、各委員の意見で28字を認めるという場合には、第50条も直してもらう。「子供の名前に限っては常用平易でない文字を使ってもいい。それは名前であるからいい。その範囲はこれである。」

ということにしたいかがであらうか。国語審議会委員、子供の名前に限ってどんな漢字を使ってもいいということになると、実際問題として印刷文化の面で非常な混乱が起こってくるのではないかと思う。今回のものはあくまでも暫定的なものであり、新漢字表と関連して、岩淵委員が言われたように人名用漢字は再検討するといふ条件があるのならば、国語審議会としてもこの案を認めるべきであると思うが、新漢字表ができた時、戸籍法第50条も変えて、人名には常用平易な文字でなくとも使ってよいということにするのであると、国語政策が混乱はしないかと思う。

千委員 私は鈴木委員と同意見である。そもそも人名前を付けるということとは人権上の大きな問題であるので、名前に用いる漢字を制限すること自体が根本的に間違っているとし上げたい。内閣告示・訓令とか法令とかに關するいろいろな問題が出てはいるが、今、ここでその問題を取り上げて討議するには、昔の経緯を見直さなければならぬ。そこで、暫定的に措置することになると、今後次から次へ付け加えるよりなことにもなってきた、非常に安易な感じで漢字の幅を広げたり狭めたりするといふ印象を与えることになり、かえって混乱状態になるのではないか。それよりも人名に用いる漢字は制限をしない、という見解を国語審議会で出した方が、むしろ根本問題が解決する。

林(大)委員 私も法務大臣の私的懇談会に参加した者であるが、人名用漢字については、結局戸籍法が問題になる。ところが法務省では、戸籍法の改正は目下考えないという民事局長の説明であった。戸籍法の制

限的な考え方を要えることは当面考えない、しかし、国語審議会が当用漢字について新たな考えを出し、それが決まる段階で戸籍法についても一度議論をしなければならぬであろうと思ひ、と言ったと私は了解している。

新しい漢字表が一つの考え方で示される。一方で戸籍法の改正が考えられる、その段階に至るまでが暫定期間である。その暫定期間中のものとして、法務省は子の名に用いる漢字を増やしたいのである。それから、国民の要望とは、私は、実際は、戸籍係の窓口でのトラブルをできるだけ減らして摩擦を少なくすることだというように了解したわけである。そのために暫定的に字を増やして幾らかでも緩めておく必要がある。このたびの暫定という言葉はそういうように了解している。

私としては、暫定といえども増やさなくてもいいという考え方があったが、この際はこれは要望であると思ひ、幾らかでも増やしておきたいというのなら、この28字の範囲にとどめておいてほしいということを中心としたものである。

それから、検討の資料としては、漢字一字一字について戸籍係でトラブルの起こった市町村数を示したものが出された。人名用漢字をもし決めるとすれば、またいろいろなる材料を整えなければならぬと思ひ、急場の暫定的な措置としては、これしか材料がないというように考へていいかと思ひ、私も電話局の名簿であるとかダイレクトメールの名簿とかを見て、その資料を提出したが、それは目下の資料としては余り役に立たない。佐久間英氏が人名用漢字の試案を示したのももあり、そのほか全国連合戸籍事務協議会から要望された字もある。それらを参考にするとしても、資料としては、結局は戸籍係のものしかない。今のところ、増やすとすれば、それによるべきであると思ひ、考へたわけである。

これでとめておき、当面はこれで切り抜けたらよからう、ということになったものとは了解している。先ほど岩淵委員が暫定と言われたのは、そういう意味であると私は了解している。

黒羽委員 結論的に言うと、内閣法制局の真田委員が言われるようなことなどではないかと思う。法務省令だけでやれる、国語審議会とは関係がないということ、私には少々不可解である。もしそういうような説明が法務省であったのなら、そこで少し議論してほしかったという気がする。

というのは、この問題は、真田委員の話にもあったように広い意味で国の国語政策にかかわってくるものである。法務省でやろうと、文化庁でやろうと、国民にとってみれば、どちらでも同じわけであらうが、法務省も人名という点では国語政策をやっているわけであらうが、国語審議会は歴史と伝統もあるわけだから、どういふ形になるかは別として、当審議会をクリアすることが、常識的であると思ひ、恐らく大多数の国民もそう考へるのではないかと思ひ、

しかし、第11期に当用漢字表等の改定の方針を出し、既に第12期の任期も残り少なくなっているが、一向に漢字表の検討作業も進んでいない。国語審議会の漢字に対する考へ方が余り進んでいないということが一つの問題としてあるように思ひ、それで、法務省もしびれをきたしたのかもしれない。

そういうことをいろいろ含めると、岩淵委員の御意見のように、あくまで暫定的な形でこれを通して、別に今日通せというわけではないが、なるべく早い機会に通して、国語政策を進める国語審議会の姿を国民に見せておくことが、必要なのではないかと思ひ、

志田副主査 これは希望であるが、どういふ手続になるのか分らないが、もし追加するということになって、内閣告示、訓令の形をとるとすれば、現在の「人名用漢字別表」は国語審議会の建議でできていたわけだから、これを直接改正するという形はとってほしくないと思ひ、要

(3) 戸籍法及び戸籍法施行規則(抄)

編集注1：昭和16年10月1日付で「常用漢字表」(内閣告示第1号・内閣訓令第1号)が定められ、昭和21年内閣告示第32号(当用漢字表)、昭和26年内閣告示第1号(人名用漢字別表)及び昭和51年内閣告示第1号(人名用漢字追加表)が廃止されたことに伴い、同日付で「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」(法務省令第51号)が発せられ、平の名に川、平の文字の範囲を定めた戸籍法施行規則第60条が改正された。

この時点で戸籍法施行規則の別表第二に掲げられた人名用漢字は166字だったが、その後、平成2年3月1日付の改正(平成16年2月23日付の改正で1字(曾)、同年6月7日付の改正で1字(胤)、同年7月12日付の改正(以上、いずれも公布の日から施行)で3字(昆、胤、碧)追加され、人名用漢字の合計は290字となった。

さらに、平成16年9月27日付の改正(公布の日から施行)で、人名用漢字が488字追加されたが、同時に、昭和55年の改正以来、人名用漢字許容字体とされてきた205字(常用漢字の旧字体195字、人名用漢字の旧字体10字)が新たに人名用漢字として追加された。この改正によって、現行の人名用漢字の総数は983字(290字+488字+205字)となっている。

戸籍法(抄)

公布：昭和22.12.12 法律第224号
最近改正(第50条関係)：平成11.12.22
法律第160号
原文は縦書き。

戸籍法を改正する法律をここに公布する。
第五十条 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。
② 常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。

戸籍法施行規則(抄)

制定：昭和22.12.19 司法省令 第94号
最近改正(第60条関係)：平成16. 9. 27
法務省令 第66号
原文は縦書き。

戸籍法施行規則を、次のように定める。

第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

- 一 常用漢字表(昭和五十六年内閣告示第一号)に掲げる漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。)
 - 二 別表第二に掲げる漢字
 - 三 片仮名又は平仮名(変体仮名を除く。)
- 附 則
- この省令は、公布の日から施行する。

編集注2：以下に掲げる別表第二の「漢字の表(第六十条関係)」については『法令全書(平成16年9月号)』に掲載されたものをそのまま用いた。したがって、この部分は縦書きの体裁のまま示してある。

別表第二 漢字の表(第六十条関係)

一 丑 丞 串 乃 之 乎 也 云 亘 互 些 亦
 亥 亨 亮 仔 伊 伎 伍 伽 佃 佑 伶 侃
 侑 俄 俠 俣 俐 侶 倭 俺 俱 倦 倅 僊
 僅 傭 儲 允 兎 兜 其 冥 冴 冶 淒 凌
 凜 凜 凜 凜 凜 凱 函 利 劉 劫 勁 勃
 勾 旬 旬 勿 匡 廿 卜 卯 卿 厨 厩 叉 叡
 叢 叶 只 吾 吞 吻 呂 哉 哨 啄 唄 哩
 喬 喧 喰 喋 嘩 嘉 嘗 噲 噲 圃 圭 坐
 堯 堯 堯 堯 堯 堯 堯 堯 堯 堯 堯 堯
 壕 壬 夷 奄 奈 奎 套 妖 娃 姪 姥 媿
 媛 嬪 孟 宏 宋 宛 宕 宥 寅 寓 寵 尖
 尤 屑 岡 峨 峻 崖 峻 嵐 嵯 嵩 嶺 巖
 巖 巳 巳 巴 巷 巽 巾 帖 幌 幡 庄 庇

稽穰穰穿窄窟窪窺竣堅竺竿
 笈笹笙笠筈筑箕箔箸篇篠篔
 簾粲粥粟糊紘紗紐絃紉絆絢
 綺綜綴緋綾綸編微繫繡纂纏
 玲羨翔翠耀而耶耽聰肇肋肘
 肴胤胡脇脩腔腎膏膳臆臥白
 舜絃舵艷芥芹苾芭芙芦苑茄
 苔苳茅茱茨茸茜莞荻莫莉菅
 萁菖荀苦萌蒯萊菱葦葛葵萱
 葦萩董荀蓋蓑蒔菟蒼蒲蒙蓉
 蓮蔭蔣蔦蓬蔓喬蕨蕉蕃蕪蔽
 薙薈蒨藁薩藤藍蘇蘭虎虹蜂
 蜜蝦蝶螺蟬蟹蠟衿袖袈袴裡

裾娑裳襖訊訣註詣詢詮詁誼
 詠諄誰諒謂諺諦謎讀豹貌貫
 貼賑赳跨蹄蹟蹴輔輯輿轟辰
 辻迂迄迥迪迦這逞逗逢遙遙
 遁溯遜遠邑那祁郁鄭酉耐醇
 酬醒醞醬采釉釘釜釧鋒鋸錦
 錐鑄錫鍋鍵歛鎧鎌閃閏閤閤
 卓阪阿陀隈隙隼雀雁雛罕霞
 靖鞞鞍鞞鞞鞞鞞鞞鞞鞞鞞
 頰頰顛颯餅饗馨馴馳駕駒駿
 驍魁魯鮎鯉鯛鰯鱒鱗鳩鳶鳳
 鳴鴻鵠鵬鶴鷗鷺鷺鷺鷺鷺
 麟鷹黎黛鼎龜

注「」は、類名漢字が同一の字種であることを示したものである。

庚庵廟廻弘弛弥彌彗彥彪彬
 徠忽怜恢恰怨悌惟惚悉惇惹
 惺愨慧懂憐戊或戚戟戴托按
 搽拭挨拳捉挺挽掬捲捷捺捻
 捧掠掬攪摺撒撰撞播撫擢攷
 敦斑斐幹斧斯於旦旭旺昂昊
 昏昌昧昂晏晃眈晒晋晟晦晨
 智暉暢暖曙曝曳曾曾朋朔杏
 杖杜李杭杵枕杷枇柑柴柵柿
 柘柞析柏枉柚桧檜菜桔桂桁
 栖桐栗梧梗梓梢椰梯桶棍柁
 梨梁椅棲椎棕椀楯楚檣檣楠
 楓椰檣楊榎樺榭榛槓槓槍槌

攄楓樟榭橘樽橙檣檀檣檣
 欣欽歎此殆毅毘毳汀汝汐汎
 汲沙汰沱沓洙洸洲洵洛浩涇
 淵淳渚渚淀淋渥湘湊湛湧溢
 混溜漱漕漣滯濡瀨灘灸灼烏
 焰焚煌煎煤煉熙熊燕燎燦燭
 耀爪爽爾牒牙牟牡牽犀狼猪
 猪獅玳玩珂珈珊珀玲琢琢琉
 瑛琬琶琵琶琳瑚瑞瑤瑤瑤瑤瓜
 瓢瓦甥甫畏畠畢畿疋疏瘦阜
 皓眉眸睦瞳瞥瞭矩砦砥砧硯
 確碗碩碧磐礮祇衲禰祐祐祿
 祿禎禎禱禽禾秦秤稀稔粟稜

難(難)拜(拜)盃(杯)賣(売)梅(梅)髮(髮)
 拔(抜)繁(繁)晚(晩)卑(卑)祕(秘)碑(碑)
 賓(賓)敏(敏)富(富)侮(侮)福(福)拂(払)
 佛(仏)勉(勉)步(歩)峯(峰)墨(墨)翻(翻)
 每(毎)萬(万)默(黙)楚(楚)野(野)藥(薬)與(与)
 搖(揺)様(様)謠(謡)來(来)頼(頼)覽(覧)
 欄(欄)龍(竜)虜(虜)涼(涼)綠(緑)淚(涙)
 壘(塁)類(類)禮(礼)曆(曆)歷(歴)練(練)
 鍊(鍊)郎(郎)朗(朗)廊(廊)録(録)

注 括弧内の漢字は、片假名遣い成り第六・七音節一音に附する漢字であり、当該漢字の漢字との対応を示すために、参考までに掲げたものである。

二 亞(亜)惡(悪)爲(為)逸(逸)榮(栄)衛(衛)
 謁(謁)圓(円)緣(縁)園(園)應(応)櫻(桜)
 奧(奥)横(横)温(温)價(価)禍(禍)悔(悔)
 海(海)壞(壊)懷(懐)樂(楽)來(来)渴(渴)卷(巻)
 陷(陥)寬(寛)漢(漢)氣(気)祈(祈)器(器)
 偽(偽)戲(戯)虛(虚)峽(峽)狹(狭)響(響)
 曉(晓)勤(勤)謹(謹)駢(駢)勳(勳)薰(薰)
 惠(恵)揭(掲)鷄(鶏)藝(芸)擊(撃)縣(県)
 儉(儉)劍(剣)險(険)園(園)檢(検)顯(顯)
 驗(驗)嚴(厳)廣(広)恆(恒)黃(黄)國(国)
 黑(黒)穀(穀)碎(碎)雜(雑)社(社)視(視)
 兒(兒)濕(湿)實(実)社(社)者(者)煮(煮)
 壽(寿)收(収)臭(臭)從(從)澁(澁)獸(獸)

縱(縦)祝(祝)暑(暑)署(署)緒(緒)語(語)
 紋(紋)將(将)祥(祥)涉(涉)燒(焼)獎(奨)
 條(条)狀(状)乘(乗)淨(浄)剩(剩)疊(畳)
 嬢(嬢)讓(讓)釀(醸)神(神)眞(真)寢(寝)
 慎(慎)盡(尽)粹(粹)醉(酔)穗(穂)瀨(瀬)
 齊(斉)靜(静)攝(摂)節(節)專(専)戰(戦)
 織(織)禪(禅)祖(祖)壯(壯)爭(争)莊(荘)
 搜(搜)巢(巢)裝(装)僧(僧)層(層)騷(騷)
 增(増)憎(憎)藏(蔵)贈(贈)臧(臧)即(即)
 帶(帯)滯(滞)瀧(滝)單(単)嘆(嘆)團(団)
 彈(弾)晝(昼)鑄(铸)著(著)廳(庁)徵(徴)
 聽(聴)懲(懲)鎮(鎮)轉(転)傳(伝)都(都)
 嶋(島)燈(灯)盜(盗)稻(稲)德(徳)突(突)